

# 医 業 経 営 情 報

NO. 35

## 今回のテーマ：分院の展開形態のまとめ

平成17年3月7日の医業経営情報No. 31で広域医療法人について書きましたが、最近広域医療法人による分院展開に関する相談が多くなっております。ご参考までに分院展開について相談の多い診療科目を紹介しますと、多い順に歯科、美容形成外科、内科、産婦人科となっています。

ところで、相談される方の多くは事前に顧問税理士やコンサルタントといった方々に相談されていますが、中には間違ったアドバイスを受けている方もいるようです。例えば他県に分院を出すには広域医療法人でしか出来ないとかいった具合です。

当事務所の顧問先様でも分院展開を考えられている施設もあると思いますので、今回は分院の展開形態についてまとめてみました。

### ■分院の展開形態

下記は、分院を展開するのに一般的に考えられる形態をまとめたものです。

なお、説明しやすくする為、以後、本院が医療法人である場合は「医療法人 本院会」と書き、分院が本院とは異なる医療法人である場合は「医療法人 分院会」と書きます。

		本 院	分院の開設者	分院の管理者
1	医療法人の分院として展開するケース（広域医療法人による場合を含む）	医療法人 本院会	医療法人 本院会	通常は雇用した医師（いわゆる雇われ院長）
2	独立した医療法人で分院展開するケース	医療法人 本院会	医療法人 分院会	通常は分院会の理事長だが、理事長とは別に雇われ院長でもOK
3	本院会の理事長が開設者として個人開業で分院展開するケース	医療法人 本院会	本院会の理事長	理事長
4	雇われ院長が開設者として個人開業で分院展開するケース	医療法人 本院会	雇われ院長	雇われ院長

前ページ以外にも考えられる形態はありますが、説明を簡単にするために省かせて頂き、この4つの形態について詳しい説明を加えて行きます。

しかし、その前に以後の説明をしやすくする為、開設者と管理者の関係について先に説明いたします。

## ■開設者と管理者の違い

### ◆開設者は「使用者」で、管理者は「監督者」

医療法第10条において「病医院の開設者は、医師又は歯科医師に病医院を管理させなければならない」というように書かれています。また民法上開設者は「使用者」であって、管理者は「使用者に代わりて事業を監督する者」に当たります。ですから医療過誤があった時に訴えられるのは開設者です。これは過去に「医師又は看護婦の医療行為における過失により他人に損害を与えた場合には、開設者は、使用者として損害賠償を負うものと解すべきである」(昭和36年広島地方裁判所)と判示されていることから明らかです。

### ◆開設者と管理者は同一人である必要はない

医療法第12条第1項には「病医院の開設者が管理者となることができる者である場合は、自らその病医院を管理しなければならない。ただし都道府県知事の許可を受けた場合は、他の者に管理させて差し支えない」というように書かれています。ですから開設者と管理者が異なる病医院を開設する事は可能です。

特に開設者が医療法人の場合、開設主体は法人であり自然人ではありません。

その為開設者が医師又は歯科医師であるはずがなく（法人は医師免許を取れません）、他の者に管理させるしかありません。

ですから医療法人による開設の場合には保健所に「開設者以外の者を管理者とする場合の許可申請書」は出さず、開設届と開設許可申請書しか出しません。

開設者が医師個人の場合には所轄の保健所に「開設者以外の者を管理者とする場合の許可申請書」というものを管理者の医師免許と履歴書を添付して提出し、許可がもらえれば開設者と管理者を別人とすることができます。この事を他者管理といいます。

しかし、他者管理は病気療養中で長期間診療を行うことが出来ない場合や海外での学会等のやむを得ない理由で長期間海外に出張する場合等しか許可されることがなく、それ以外の理由ではなかなか許可が下りません。

## ■分院の展開形態の個別説明

それでは前ページの4つの形態について個別に説明を加えていきます。

### ◆医療法人の分院として展開するケース

このケースの場合、分院が本院のある都道府県外にあるのであれば広域医療法人となります。ただし広域医療法人であってもなくても分院の開設者は「医療法人 本院会」ですから、経営者も同一人となります。

分院の院長は通常は「医療法人 本院会」の理事に加えます。これは医療法第47条に「医療法人は、その開設する病医院の管理者を理事に加えなければならない。」というように書かれているからです。

経営者は同一人ですから税務申告等は本院所在地の所轄税務署となりますが、保健医療機関としての届出等は本院・分院それぞれの所在の所轄保健所及び社会保険事務局となります。

経営管理という点で見るとすれば、税務申告も一度で済むなど最も管理しやすい形態と言えます。

### ◆独立した医療法人で分院展開するケース

分院が本院のある都道府県内にあるか無いかを問わず、本院とは別の医療法人とするケースです。ですから分院の開設者は「医療法人 分院会」となります。管理者は通常は「医療法人 分院会」の理事長ですが、別の雇われ医師であっても問題はありません。

これは医療法人設立の時についても同様ですが、都道府県によっては開設者が管理者となるようお願いされるケースがありますので、スムーズに設立をしたいのであれば、まず開設者が管理者として設立をした後に、保健所に管理者の変更を届け出ることをお勧めします。

なお、管理者の変更は都道府県への届出又は承認を必要としません。医療法人が都道府県に届出又は承認を必要とするものは下記の通りです。

- ①毎決算期ごとの決算届
- ②定款の必要記載事項の変更
- ③解散と合併
- ④登記簿謄本の登記事項の変更
- ⑤役員（理事長、理事、監事）の変更

上記を見ればわかるように役員（理事）の変更は届出が必要ですが、管理者を変更した事実までは必要ありません。また、医療法人の出資金額及び出資持分の譲渡又は贈与についても届出の必要はありません。

### ◆本院会の理事長が開設者として個人開業で分院展開するケース

本院の医療法人の開設者は医療法人であり理事長個人ではありませんが、管理者が理事長のままだと、一人の医師が二カ所の管理者となるいわゆる「2カ所管理」を行うこととなり、原則として認められていません。

ですから、本院の管理者を理事長以外に変更する必要があります。

本院の管理者を雇われ院長に変更さえすれば、理事長個人としてはどこの医療機関の開設・管理もしていない事になるので、理事長個人での分院開設が可能となります。

### ◆雇われ院長が開設者として個人開業で分院展開するケース

このケースは場合によってはいわゆる名義貸しになります。しかし相談を受けていて感じるのは結構このケースが多いという事です。しかし、このケースの場合、雇われ院長はあくまで事業主であるため名義云々という以外に色々な問題を含んでいます。問題となる例をいくつか挙げてみました。

- ①クリニックを乗っ取られる危険性がある。
- ②確定申告の所得と給料として支払っている金額が異なるので、騙されていると言われる。(特に奥様が絡んでくる時はこのケースが多いようです)
- ③クリニックを売りづらい。(営業権として売ろうとしても対価は全て雇われ院長に支払われます。)

ですからこのケースはあまりお勧めしません。

## ■分院の展開に関するQ&A

上記までに基本的な分院の展開形態を説明しましたが、最後に分院展開に関してよく質問される事をまとめてみました。

**Q1** 本院は既に医療法人化しているが、今度分院を出そうと考えている。その際に本院の医療法人の分院にするのと、別の医療法人とするのと、どちらがいいか？ 何か判断となる基準はあるか？

**A1** 本院の医療法人の分院とするメリット・デメリットは以下の通りです。

メリット① 職員の異動や資金の移動が自由に出来る。

メリット② 税務申告や決算届等が一回で終わるので事務量が少なくて済む。

デメリット① 基本的に本院と同じ就業規則を適用するため、明らかに異なる就業形態の分院だと人事・労務の管理が大変になる。

デメリット② 広域医療法人など複数の都道府県にまたがって分院が存在する場合、大規模な組織の法人として特別国税調査官や国税局の調査部が税務調査に入る事がある。また、広域医療法人の場合は保険診療に関する指導も特定共同指導となり、厚生労働省と都道府県が共同で行う事がある。

別の医療法人による分院とするメリット・デメリットは以下の通りです。

メリット① 納税も含めた利益、資金繰りが明らかになる為、分院ごとの利益が把握しやすい。

メリット② 医療法人の出資金が1千万円以下の場合には設立後2年間は消費税が免除される。

メリット③ 将来分院を売る場合も売りやすい。(出資持分の譲渡だけで済む)

デメリット① 職員の異動や資金の移動がしづらい。

デメリット② 分院ごとに税務申告や決算届等が必要なため、基本的に事務量が倍になる。

以上のようなメリット・デメリットがありますので、本院と分院の距離が比較的近く、職員の異動や資金の移動が頻繁にあるのであれば本院の医療法人の分院として、本院と分院の距離が離れており、将来的には売却も視野に入れているのであれば別の医療法人による分院とする事をお勧めします。

**Q2** 別の医療法人による分院とした場合、理事長は誰になるか？

また、よく医療法人乗っ取りの話を聞くが、そのような心配はないか？

**A2** 分院の医療法人の理事長は本院の医療法人の理事長が兼務する事が出来ます。よく皆さん勘違いしているようですが、医療法において理事になれないとしているのは①成年後見人又は被保佐人②医療法その他の法令により罰金以上の刑に処せられ2年を経過しない者③禁固以上の刑に処せられ執行中の者の3要件だけです。

また医療法人運営管理指導要綱においても、医療法人と利害関係のある営利法人の役員の選任は適当でないと書かれていますが、他の医療法人の理事長が適当でないとは書かれていません。

しかし本院の理事長が分院の医療法人の理事長になるという事は、誰が見ても同一の経営者である事がわかります。医療の世界では未だ医師会又は歯科医師会（以下、医師会と書きます）の力が強く、特に医師会への加入率が高い地域においては有形・無形の嫌がらせ？を受けかねません。ですのでなれる・なれないは別として分院の医療法人の理事長は、その医療機関の管理者がなるケースが多いようです。

次に乗っ取りの話ですが、持分のある社団医療法人の場合は、理事長が誰であるかより、社員が誰であるかが重要になってきます。

ですから医療法人設立後すぐにでも出資持分を譲渡又は贈与し、社員構成も変えてしまう事で、乗っ取りの危険性はなくなります。さらにそうすることで理事長ですら何時でも変える事が出来ます。堀江社長のライブドアによる日本放送乗っ取りの一件を見ても、いかに株主（医療法人の場合は社員）が重要であるかがわかると思います。また社員構成を変えても2ページに書いたとおり都道府県に届け出る必要はありません。ですから実質的支配者が誰であるかは部外者にはわかりません。

上記以外にも色々な相談を受けていますが、紙面の都合上、以上とさせていただきます。結論を書きますと、分院展開にこれと言ったスタイルはなく、あくまでケースバイケースとなりますので、もし分院展開をお考えの際は、事前にご相談下さい。

平成17年6月1日

**西岡秀樹税理士事務所**

<http://www013.upp.so-net.ne.jp/nishioka/>

文責 西岡秀樹